

令和3年 11 月 29 日

金融庁総合政策局リスク分析総括課健全性基準室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「レバレッジ比率規制に係る告示の一部改正（案）」に対する意見

令和3年 10 月 29 日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」の一部改正案等(別紙1および別紙2)に対する意見

No	告示の種別	条			項			該当箇所	コメント	理由等
		条	の#	の#	項	の#	の#			
1	銀行持株	2	2				(銀行告示)金融庁長官が別に指定する銀行及びその子会社等において、前条に定める最低基準以外の基準は (持株告示)金融庁長官が別に指定する銀行持株会社及びその子会社等において、前条に定める最低基準以外の基準は	連結レバレッジ・バッファ比率および持株レバレッジ・バッファ比率は、銀行持株会社傘下の銀行・信託銀行等には適用されないとの理解でよいか。	自己資本比率上、G-SIBsサーチャージは銀行持株会社に適用されており、銀行持株会社傘下の銀行・信託銀行等には適用されていないと認識している。レバレッジ比率についても同様の表現で「銀行持株会社及びその子会社等」となっているが、同じ認識でよいか確認したいため。	
2	銀行	7			3		但し書部分	「当該未収金の額と当該未払金の額を相殺した後の未収金の額を…」と記載があるが、相殺後の額がゼロ以下となる場合はゼロという認識でよいか。		
3	銀行	9					第六条第三号に掲げる額は、次に掲げる合計額(自己の名をもって他人の計算において行うレポ形式の取引に関連する資産の額を除く。)の合計額とする。	同条の他の箇所は「レポ取引等」に改正されていることから、当該箇所も「レポ取引等」になると思われる。(持株告示第8条も同様)		
4	銀行持株	2	2				持株レバレッジ・バッファ比率(持株レバレッジ比率から <u>三</u> パーセントを控除して得た比率をいう。)	・第2条(持株レバレッジ比率の計算方法)の但し書に従い、金融庁長官が別に定める比率が存在する場合でも、持株レバレッジ・バッファ比率を計算するに当たっては、持株レバレッジ比率から控除する値は常に三パーセントでよいか確認したい。 ・もし金融庁長官が別に定める比率が存在する場合に、三パーセントでなく、その比率を持株レバレッジ比率から控除するのであれば、下線部を「 <u>三</u> パーセントまたは金融庁長官が別に定める比率」等とした方が適切ではないか。	「持株レバレッジ・バッファ比率」の定義の確認および3柱告示別紙様式第六号第二面項番27との平仄の確認のため。	

「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」の一部改正案(別紙8)に対する意見

No	別葉●	第●面	項番・注 番号	該当箇所	コメント	理由等
1	4	1	a、p	連結貸借対照表	3柱告示案における「連結貸借対照表」はレバレッジ比率1柱告示第3条を勘案する前のものという認識でよいか確認させていただきたい。	レバレッジ比率1柱告示案(銀行告示)第7条第1項第1号にて「連結貸借対照表」は当該告示第3条を勘案した後のものと定義されている一方で、3柱告示案ではLR1において項番2および12eがあり、「連結貸借対照表」は第3条を勘案する前のものと見受けられるため。
2	4	1	b	レバレッジ比率告示第七条第五項の規定又は持株レバレッジ比率告示第六条第五項の規定により自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合	「レバレッジ比率告示第七条第五項」に対応するものは自己資本比率告示第247条第1項であるが、「持株レバレッジ比率告示第六条第五項」に対応する持株自己資本告示の規定(第225条第1項)がないと思われるため、当該条文の記載を追加いただきたい。	
3	4	2	1~7	オン・バランス資産の額	オン・バランス資産の額を入力するに当たり、レバレッジ比率1柱告示案第7条第5項の計数はどこに入力することとなるか確認させていただきたい。 (別葉2の第二面についても同じ)	
4	4	2	27	「適用する連結レバレッジ・バッファ比率又は持株レバレッジ・バッファ比率」に入力すべき値	レバレッジ比率1柱告示案(持株告示)第2条の2における「金融庁長官が別に定める比率」の控除の取扱いにもよるが、当該告示案第2条の2に従い計算した比率(告示案では「持株レバレッジ比率から三パーセントを控除して得た比率」)をそのまま入力することによりか確認したい。	
5	4	2	27	-	(持株レバレッジ・バッファ比率および連結レバレッジ・バッファ比率が、銀行持株会社傘下の銀行・信託銀行等に適用されないとの理解でよい前提であれば) 『「適用する連結レバレッジ・バッファ比率又は持株レバレッジ・バッファ比率」は、銀行若しくは銀行持株会社の連結子会社等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあつては、記載することを要しない(この場合には、当該項を削除することができる。)。』といった旨を記載したほうがよいのではないか。	現行の自己資本比率に関する開示と同様の記載が必要ではないかと考えるため。 例えば、現行別紙様式第5号CC1においては、最低連結資本バッファ比率や連結資本バッファ比率が記載されているが、脚注(7)には子銀行等では記載することを要しない旨の記述がある。
6	4	2	30、31	日本銀行に対する預け金を算入しない場合の総エクスポージャー額及びレバレッジ比率	注釈(6)aに「レバレッジ比率告示第二条ただし書又は持株レバレッジ比率告示第二条ただし書の規定により金融庁長官が別に定める比率を適用する場合には限り、記載することとし、当該比率を適用しない場合にあつては、この項全体を削除することができる。」とあるが、当該比率を適用しない場合、項番30、31についても削除することが許容されるのか。それとも、注釈(8)cに従って削除せず「-」を記載する取扱いとなるのか。 (別葉2の第二面についても同じ)	
7	4	2	-	日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率(6) 「日本銀行に対する預け金の額」	第一面の項番4と一致するとの認識のため、一致する旨の(注)を記載した方がよいのではないか。	